

東北運輸局長「従事者」表彰について

選考基準

(1) 事業の従事者

事業の従事者であって、30年以上にわたって当該業務に精励し、年令50才以上の者で勤務成績優秀にして他の模範となる者。

(2) 道路運送事業等運転者

現に道路運送事業等の事業用自動車運転者として20年以上勤務し、その間責任事故もなく、成績、優秀、操行ともに他の模範となる者。

(3) 自動車整備士等

現に自動車整備士等として、自動車整備に係る実務に20年以上勤続し、その間責任事故もなく、成績、操行ともに他の模範となる者。

留意事項

- (1) 「事業の従事者」とは、当該業務に一貫して従事している者。
- (2) 運転者の勤続年数は、事業用自動車を運転し得る免許を取得した以降を計算するものとし、異業種における年数は合算しない。
- (3) 「自動車整備士等」とは、自動車整備士、整備主任者、整備管理者、整備教育指導員、その他これに準ずるもの。
- (4) 年齢、年数は、表彰日現在で計算する。
- (5) 候補者は、原則として事業経営者又は団体の長が推薦する者に限る。
- (6) 候補者は、過去1年以内に東北運輸局長が所轄する関係法令違反による処罰を受けていない者に限る。
- (7) 候補者は、過去3年以内に道路交通法違反による処罰を受けっていない者で、自動車関係事業にあっては原則として運輸支局長の表彰を受けた者に限る。
- (8) 選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者等、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

以上